

建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者待遇向上コース（整備助成））増額改定整備計画（変更）書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者待遇向上コース（整備助成））の支給に係る事業主（計画者）の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（計画者）の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住所 〒
社会保険労務士 名称
(提出代行者・事務代理者) 氏名 印

A 申 請 事 業 主	(1)事業主の主たる事業所の 雇用保険適用事業所番号		— —		(2)雇用管理責任者 の氏名及び周知方法	(氏名)		(周知方法) <input type="checkbox"/> 会議の開催等 <input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> その他の ()
	(3)業種		(4)常時雇用 する労働者数	人	(5)資本の額又は 出資の総額	万円		(6)企業区分 (いづれかに○) 1.中小企業 2.それ以外
	(7)雇用保険 料率	1,000分の	(8)建設業許可番号	大臣 知事	(9)設立年月日		明・大・昭・平 年 月 日	

(1)増額改定整備計画期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日		(2)増額改定予定日		平成 年 月 日	
(3)増額改定後1年目の賃金算定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日		(4)増額改定後賃金支払い予定日		平成 年 月 日	
(5)直近の過去12か月の賃金算定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日		(6)34歳以下の若年技能労働者 有・無			
(7)正規雇用の登録基幹技能者 ※3人以上いる場合は続紙へ記載		(8)増額改定前の単価・年間賃金 (基本給・登録基幹技能者手当)		(9)増額改定後の予定単価※			
B 増 額 改 定 整 備 計 画 の 内 容	登録基幹技能者氏名		賃金テーブルの 基本給の単価	円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	雇用保険被保険者番号 — —		登録基幹技能 者手当の単価	円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	雇用保険適用事業所番号 — —		(5)の期間中の 賃金総額	円 …(リ)			
②	登録基幹技能者氏名		賃金テーブルの 基本給の単価	円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	雇用保険被保険者番号 — —		登録基幹技能 者手当の単価	円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	雇用保険適用事業所番号 — —		(5)の期間中の 賃金総額	円 …(リ)			
③	登録基幹技能者氏名		賃金テーブルの 基本給の単価	円 ※基準単価…(イ)	円 …(ロ)	円 …(ハ)	円 …(ニ)
	雇用保険被保険者番号 — —		登録基幹技能 者手当の単価	円 ※基準単価…(ホ)	円 …(ヘ)	円 …(ト)	円 …(チ)
	雇用保険適用事業所番号 — —		(5)の期間中の 賃金総額	円 …(リ)			

※(9) 賃金テーブルの増額基準…【1年目】(ロ)≥(イ)×(1.03+1年目ペースアップ率)、【2年目】(ハ)≥(イ)×(1.06+1・2年目ペースアップ率)、
【3年目】(ニ)≥(イ)×(1.09+1・3年目ペースアップ率)

※(9) 登録基幹技能者手当の増額基準…【1年目】(ヘ)≥(ホ)+12,500円/月、【2年目】(ト)≥(ホ)+25,000円/月、【3年目】(チ)≥(ホ)+37,500円/月

C 申請予定額	正規雇用する登録基幹技能者の人数 _____人 × _____年 × 10万円 = _____万円						
---------	---	--	--	--	--	--	--

D 国等からの助成金等の有無	有 ()		・無		⑤ 過去の支給実績の有無	有・無	
----------------	-------	--	----	--	--------------	-----	--

E 申請書作成担当者				電話番号			
------------	--	--	--	------	--	--	--

社会保険労務士記載欄	作成年月日、提出代行・事務代理者の表示			氏名	電話番号		
------------	---------------------	--	--	----	------	--	--

※処理欄 (労働局 記入)	受理年月日		平成 年 月 日		認定年月日	平成 年 月 日	
	認定金額		円		認定番号		
	備考						

※決裁欄 (労働局 使用)	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

建助様式第10号（注意書き）

（提出上の注意）

- 1 この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「（変更）」を抹消して下さい。また、変更申請の場合は、標題の（変更）を○で囲んで下さい。
- 2 この計画書は、事業主（企業単位）の主たる事業所（通常、本社となります。）の所在地を業務担当区域とする都道府県労働局に提出して下さい。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせ下さい。
- 3 この計画書は、4に掲げる書類と共に1年目の増額改定予定日の属する月の初日の6か月前の日から1か月前の前日までに提出して下さい。
- 4 この計画書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
 - ・改定前賃金総額内訳確認票（建助様式第11号）
 - ・建設事業主であることを確認できる書類（建設業許可番号が記載された書類、労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）、定款、登記事項証明書（写）、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等）
 - ・現行の労働協約又は就業規則、並びに現行の給与規程等（賃金テーブル又は登録基幹技能者に適用されている手当の単価や適用条件等が規定された書類）
 - ・増額改定の概要が分かる資料（様式任意）
 - ・賃金台帳（改定前賃金算定期間に係る基本給、各種手当、賞与など賃金の支払い状況が確認できるもの）
 - ・労働保険料の算定基礎として計上している賃金総額の内訳（基本給、各種手当、賞与など）が確認できる書類
 - ・登録基幹技能者講習の修了証の写し
 - ・B(6)欄で34歳以下の技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る）が「有」とする場合は、技能労働者であると分かる書類（作業員名簿、建設技能関連資格の免許証、建設技能関連の訓練の修了書の写し等）
 - ・その他管轄労働局が必要と認める書類
- 5 増額改定の内容等、当該計画の内容に変更が生じるときは、この様式を使用して計画の変更を申請してください（変更の申請がなされず認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。）。詳細な手続き、記入方法については、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。
- 6 その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力下さい。
- 7 支給申請時に必要な書類等については、建助様式第19号を確認してください。

（記入上の注意）

- 1 A-(3)については、建設業法第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- 2 A-(4)については、企業全体の2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の正規の従業員と概ね同等である者の数を計上して下さい。
- 3 B-(1)には、増額改定整備計画の期間（1年目の増額改定予定日の属する月の初日を起算日とする3ヶ月以上1年以内の期間）を記載して下さい。なお、この期間内に賃金テーブル等の増額改定を行い、実際に登録基幹技能者に改定後1回目の賃金を支払うことが必要です。
- 4 B-(2)の「増額改定予定日」とは、労働協約又は就業規則に基づき規定する賃金テーブル又は登録基幹技能者手当の増額改定を行う予定の日をいい、労働協約であればその締結予定日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署に届け出る予定の日を記入して下さい。なお、制度に係る施行年月日を定める場合で、当該施行年月日が締結予定日又は届け出の予定日より後の場合は、当該施行年月日が制度の導入予定日となります。
- 5 B-(8)の「増額改定前の単価・年間賃金（基本給・登録基幹技能者手当）」については、(5)の「直近の過去12か月の賃金算定期間中」に適用されていた単価（労働協約又は就業規則に基づく給与規程や賃金台帳等で確認できるものに限る）を記入して下さい。

また、「賃金総額」については、(5)の「直近の過去12か月の賃金算定期間」中に当該登録基幹技能者に支払った基本給、各種手当、賞与その他賃金として支払った総額（労働保険料申告時に算定基礎としている項目と同じ）を源泉徴収する前の金額で記入してください。

- 6 B-(9)の「増額改定後の単価」については、「※(9)賃金テーブルの増額基準」または「※(9)登録基幹技能者手当の増額基準」以上の単価とする場合に助成対象となります。なお、「※(9)賃金テーブルの増額基準」にある「ベースアップ率」は、賃金テーブルの他の単価表の二分の一以上に増額改定があった場合を含み、増額改定された基本給単価の上昇率の和を全単価数で除して得た率（小数点第二位を切り捨て）とします。

また、各増額改定後の年間の基本給総額（又は登録基幹技能者手当総額）及び賃金総額は、それぞれ(5)の期間の額に比して1年目は15万円以上、2年目は30万円以上、3年目は45万円以上（賃金テーブルを改定する場合は、さらに年間の基本給総額が(5)の基本給総額に各年の増額基準率を乗じた額以上）増加することが必要です。

- (例) 賃金テーブルに基本給単価が25ある企業において、登録基幹技能者A（基本給単価42万円/月）の他に、2年目に若手の基本給単価5つを2%、中堅クラスの基本給単価7つを1.5%増加改定した場合。

- ・増額改定1年目の基本給単価 $\geq 42\text{万円} \times (1.03) = 432,600\text{円}$ ※基本給総額は5,191,200円以上
- ・増額改定2年目の基本給単価 $\geq 42\text{万円} \times (1.06 + 0.008) = 448,560\text{円}$ ※基本給総額は5,382,720円以上
- ・増額改定3年目の基本給単価 $\geq 42\text{万円} \times (1.09 + 0.008) = 461,160\text{円}$ ※基本給総額は5,533,920円以上

- 7 この計画書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。D欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金、助成金等のすべてについてその名称を記入して下さい。書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。

- 8 E欄には、この計画書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることができます。

（書類等の保管）

助成金の支給を受けた事業主は、助成金の申請に当たって提出した書類等について、当該助成金の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示又は提出を求められたときは、速やかに提示又は提出下さい。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

（助成金の支給を受けるためには、以下のような条件が定められています。この他の条件等の詳細については、労働局にお問い合わせ下さい。）

- (1) 増額改定整備計画期間の初日から6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの期間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- (2) 過去に、本助成コースに係る助成金の支給を受けた事業主。